改正後

第二十一条　前二条の規定は、法第十七条の二第五項又は法第十七条の四第四項において読み替えて準用する法第十六条及び第十七条の規定により、地方公共団体が行う負担金の徴収について準用する。

（特定外来生物及び未判定外来生物に係る主務大臣）

第三十四条　法第二条第一項の政令で定める外来生物に係る主務大臣は、*Myocastor coypus*（ヌートリア）、*Procyon cancrivorus*（カニクイアライグマ）、*Procyon lotor*（アライグマ）、*Herpestes auropunctatus*（フイリマングース）、*Herpestes javanicus*（ジャワマングース）、*Mungos mungo*（シママングース）、*Muntiacus reevesi*（キョン）、*Lepomis macrochirus*（ブルーギル）、*Micropterus dolomieu*（コクチバス）、*Micropterus salmoides*（オオクチバス）及び*Anoplophora glabripennis*（ツヤハダゴマダラカミキリ）については環境大臣及び農林水産大臣とし、その他の特定外来生物については環境大臣とする。

2　（略）

（権限の委任）

第三十六条　法及びこの省令に規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち、*Lepomis macrochirus*（ブルーギル）、*Micropterus dolomieu*（コクチバス）、*Micropterus salmoides*（オオクチバス）及び*Anoplophora glabripennis*（ツヤハダゴマダラカミキリ）に係るものを除く。以下同じ。）のうち、次に掲げるものは、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。ただし、第三号から第六号まで、第十一号、第十二号（法第二十条第四項に規定する権限に限る。）、第十三号から第十八号まで、第二十六号（第二十三条第二項に規定する権限に限る。）、第三十一号から第三十三号までに掲げる権限については、主務大臣が自ら行うことを妨げない。

一～六　（略）

七　法第十七条の二第二項及び第四項に規定する権限

八～三十三　（略）

（略）

別表第三　種類名証明書の添付が必要な生物（第三十条関係）

項	種名
第一　動物界	
（略）	
六　昆虫綱	
（略）	
ロ　甲虫目	
（略）	
(2)　かみきりむし科	
1	*Anoplophora glabripennis*（ツヤハダゴマダラカミキリ）
2	*Apriona swainsoni*（サビイロクワカミキリ）
3	*Aromia bungii*（クビアカツヤカミキリ）
（略）	

改正前

第二十一条　前条の規定は、法第十七条の二第五項又は法第十七条の四第四項において準用する法第十七条の規定により、地方公共団体が行う負担金の徴収について準用する。

（特定外来生物及び未判定外来生物に係る主務大臣）

第三十四条　法第二条第一項の政令で定める外来生物に係る主務大臣は、*Myocastor coypus*（ヌートリア）、*Procyon cancrivorus*（カニクイアライグマ）、*Procyon lotor*（アライグマ）、*Herpestes auropunctatus*（フイリマングース）、*Herpestes javanicus*（ジャワマングース）、*Mungos mungo*（シママングース）、*Muntiacus reevesi*（キョン）、*Lepomis macrochirus*（ブルーギル）、*Micropterus dolomieu*（コクチバス）及び*Micropterus salmoides*（オオクチバス）については環境大臣及び農林水産大臣とし、その他の特定外来生物については環境大臣とする。

2　（略）

（権限の委任）

第三十六条　法及びこの省令に規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち、*Lepomis macrochirus*（ブルーギル）、*Micropterus dolomieu*（コクチバス）及び*Micropterus salmoides*（オオクチバス）に係るものを除く。以下同じ。）のうち、次に掲げるものは、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。ただし、第三号から第六号まで、第十号、第十一号（法第二十条第四項に規定する権限に限る。）、第十二号から第十七号まで、第二十五号（第二十三条第二項に規定する権限に限る。）、第三十号から第三十二号までに掲げる権限については、主務大臣が自ら行うことを妨げない。

一～六　（略）

（新設）

七～三十二　（略）

（略）

別表第三　種類名証明書の添付が必要な生物（第三十条関係）

項	種名
第一　動物界	
（略）	
六　昆虫綱	
（略）	
ロ　甲虫目	
（略）	
(2)　かみきりむし科	
（新設）	
1	*Aromia bungii*（クビアカツヤカミキリ）
（略）	